

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 障害福祉課 障害者福祉係	
許 認 可 等 名	障害児福祉手当の受給資格の認定	
根 拠 法 令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
根 拠 条 項	第19条	
連 絡 先	(電話 621-5177)	
審 査 基 準	基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1 支給対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳未満の在宅者 ・ 精神又は身体に重度の障害があるため、常時介護を要する者 2 申請不可(資格喪失)要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所者 ・ 障害を支給事由とする年金受給者 3 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令で定める程度の障害 特別児童扶養手当等の支給に関する法律令別表第1(第1条関係) <ol style="list-style-type: none"> (1) 両眼の視力の和が0.02以下のもの (2) 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの (4) 両上肢のすべての指を欠くもの (5) 両下肢の用を全く廃したもの (6) 両大腿を2分の1以上失ったもの (7) 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの (8) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの (9) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの (10) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合で
	参 考 事 項	(1)徳島市特別障害者手当等事務取扱要領 (2)改定 特別障害者手当等支給事務の手引 (厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課 監修)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 40日(休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準

基準

あって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
(備考)視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。